

朝霞市規則第9号

朝霞市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

朝霞市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年朝霞市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。